

# 第2回介護DBオープンデータ解説編

厚生労働省老健局老人保健課

# 1. 介護保険総合DB（介護DB）オープンデータ作成の背景と目的

## 1. 作成の背景

- ◆ 介護DBには、悉皆性が高い匿名介護レセプト情報及び認定調査項目等の詳細なデータである匿名要介護認定情報等が含まれており、介護等分野の研究開発を行ううえで有用である。平成28年12月に、介護保険部会において、データベースをより有効活用するため、NDBと同様に、公益性が高い利用目的の場合には第三者への提供を可能とすることが適当であるとされ、平成30年11月より、高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供を行ってきた。
- ◆ NDBにおいては、多くの人々がNDBデータに基づいた知見に接することができるよう、NDBデータから汎用性の高い基礎的な集計表を作成し、「NDBオープンデータ」として、公表している。
- ◆ 介護DBに関しては、介護サービスの提供実態に係るデータについては介護給付費等実態統計としてe-Stat等で公表されているものの、要介護認定の結果等に係るデータは公表されておらず、NDBと同様、オープンデータとして公表する意義は大きい。

## 2. 作成の目的

- ◆ 多くの人々が介護DBデータに基づいた知見に接することが出来るよう、介護DBデータを用いて、「介護給付費等実態統計では公表されていない内容」という観点で基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。
- ◆ 介護DBデータに基づき、介護サービスの提供実態や要介護認定情報等のデータをわかりやすく示す。

## 3. 追加集計

- ◆ 第1回オープンデータと同様の内容について、2020年度および2021年度の集計を行った。

## 2. 介護DBオープンデータの構成

- ◆ 「要介護認定情報」「LIFE情報」「介護レセプト情報」それぞれ集計表を作成した。

表番号	種類	内容
表1～4	要介護認定情報	<ul style="list-style-type: none"><li>要介護認定調査項目ごとの要介護認定者数</li></ul>
表5～7	LIFE情報	<ul style="list-style-type: none"><li>LIFEシステムの登録者数</li><li>科学的介護推進体制加算に関する様式の項目別の登録者数</li><li>平均内服薬数</li></ul>
表8	介護レセプト情報	<ul style="list-style-type: none"><li>施設類型別の利用者数</li></ul>

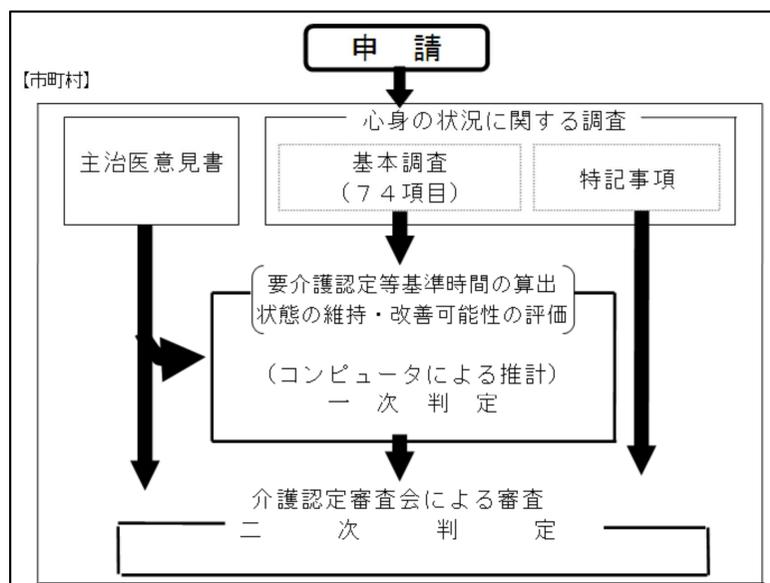
### 3. 要介護認定情報

---

## 3-1. 介護DBオープンデータの集計対象の要介護認定情報の概要

### ■ 要介護認定情報とは

- ◆ 介護サービス利用の希望者が、要介護認定を受けるために、保険者（市町村）に申請した際の情報である。申請から要介護度の決定（二次判定）までの流れを図に示している。
- ◆ 介護DBの要介護認定情報には次の情報が含まれている。
  - ◆ 申請時の基本情報（認定申請日、性別、年齢、現在の状況（在宅か施設入所か等））
  - ◆ 認定調査の項目（基本調査74項目（心身の状況に関する内容））
  - ◆ 審査の結果（二次判定結果（要介護度）、認定有効期間）
  - ◆ 主治医意見書のうちカテゴリ化されている項目（認知症高齢者の日常生活自立度等）
- ◆ 介護DBには、主治医意見書の自由記述や特記事項の自由記述は含まれていない。要介護の認定は、認定審査会にて、コンピュータによる一次判定結果と主治医意見書、特記事項を考慮して、有識者により判定される。要介護認定の全情報は含まれていない点に留意が必要である。



出所:厚生労働省HP, 要介護認定に係る制度の概要  
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/nintei/gaiyo1.html>

## 3-2. 介護DBオープンデータの集計対象の要介護認定情報の概要

### ■ 要介護認定プロセスの概要

- ◆ 介護サービスを利用するためには、「寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）」であると認定を受ける必要がある。
- ◆ 心身の状況に関する基本調査項目の情報をもとに、要介護認定等基準時間を算出し、機械的に要介護度の一次判定を行う。
- ◆ 一次判定結果に主治医意見書、特記事項を加えて、各保険者に設置される、保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会の中で、要介護度が決定される（二次判定結果）。
- ◆ 要介護認定（要支援認定含む）には、心身の状態変化に対応するために有効期間があり、新規の申請の他にも更新申請や区分変更申請（要介護度を変更する申請）が行われている。
- ◆ 初回の認定有効期間は原則6か月である。更新申請の場合の認定有効期間は、2018年3月までは最大2年間、2018年4月以降は最大3年間、2021年4月以降は更新前後で要介護度に変更がない場合に限り、最大4年間となった。
- ◆ 心身の状況に関する基本調査項目（いわゆる74項目）には第1群から第5群、その他過去14日間にうけた特別な医療のデータ項目がある。認定申請時点の情報であり、介護サービス利用時とは時点が異なる点を留意する必要がある。

### ■ 参考資料

厚生労働省HP：「要介護認定」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/nintei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html)

## 3-3. 公表するデータ項目の選定について（要介護認定情報）

### ■ データ項目の選定

- ◆ 要介護認定情報のデータ項目のうち、これまで介護DBの研究利用に関して、提供申出の多い項目から、介護給付費等実態統計にて確認可能なものを除いた。

#### ① 主要項目の集計結果

- 基礎的な項目として、要介護認定情報の申請区分、一次判定結果、二次判定結果、基準時間等、提供申出が多い要介護認定調査項目（74項目）と自立度（2項目）等を選定した。

#### ② 介護サービス利用者割合

- 集計対象期間中に要介護認定情報がある人のうち、認定有効期間内のいずれかの時点で介護レセプト情報が存在する人の割合を計算した。

#### ③ 前回と今回の二次判定結果とのクロス集計結果

- 集計対象のデータより過去に申請された申請のうち最も新しい二次判定結果を「前回」の結果として選定し、クロス集計を実施した。

### ■ データ項目の詳細

- ◆ 要介護認定情報の項目については、次のサイト上で関連資料を掲載している。

厚生労働省HP：匿名介護情報等の提供について

「第三者提供用データベース\_コード定義表」「別添8.申出依頼テンプレート（抽出）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00033.html)

## 3-4. 第1～2回介護DBオープンデータ概要（要介護認定情報）

### ■ 集計対象・項目等

◆ それぞれの対象期間、集計区分、集計事項：

	①主要項目の集計結果	②介護サービス利用者割合	③前回と今回の二次判定結果とのクロス集計結果
対象期間	2020年度、 2021年度		
集計区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎的な項目（申請区分、一次判定結果、二次判定結果、基準時間等）</li> <li>・ 認定調査項目（74項目）</li> <li>・ 障害高齢者自立度</li> <li>・ 認知症高齢者自立度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当年度全体の割合（項目別の集計はしない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の申請区分</li> <li>・ 今回の二次判定結果</li> <li>・ 前回の二次判定結果</li> </ul>
集計事項	延べ申請件数（延べ人数）及び 実申請者数（実人数） （実人数は新規申請のみ掲載している）	介護サービス利用者割合	延べ申請件数（延べ人数）及び 実申請者数（実人数） （実人数は区分変更等の新規申請以外も掲載している）

## 4. LIFE情報

---

## 4-1. 介護DBオープンデータの集計対象のLIFE情報の概要

### ■ LIFE情報とは

- ◆ LIFE情報とは、科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE）に登録されている、高齢者の状態やケアの内容等に関する情報である。
- ◆ LIFEは、介護サービス利用者の状態や、介護施設・事業所で行っているケアの計画・内容などを一定の様式で入力すると、インターネットを通じて厚生労働省へ送信され、入力内容が分析されて、当該施設等にフィードバックされる情報システムとなっており、介護事業所において、PDCAサイクルを回すために活用するためのツールとして、LIFEが活用されている。
- ◆ LIFEの運用は令和3年度に開始し、令和3年度介護報酬改定において、LIFEへのデータ提出等が要件に含まれる加算が新たに設けられた。

出所：厚生労働省老健局老人保健課、「LIFE情報の第三者提供について(案)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000920150.pdf>

厚生労働省老健局老人保健課、「科学的介護情報システム(LIFE)による科学的介護の推進について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000949376.pdf>

## 4-2. 公表するデータ項目の選定について（LIFE情報）

### ■ データ項目の選定

◆ LIFE関連加算に関する以下の項目を集計した。

#### ① 主要項目

➤ 科学的介護推進体制加算の要件となっている入力項目のうち、フィードバック票の項目を中心に、主要項目を集計した。

#### ② 平均内服薬数

➤ 事業所向けフィードバック票の項目を中心に、一人あたりの平均内服薬数を集計した。

#### ③ LIFE関連加算の算定率

➤ 介護レセプト情報を用いて、加算の算定状況を集計した。

### ■ データ項目の詳細

◆ LIFE情報の項目については、次のサイト上で関連資料を掲載している。

厚生労働省HP：科学的介護情報システム

操作マニュアル・よくあるご質問等／CSV連携について「外部インターフェース項目一覧」

<https://life.mhlw.go.jp/help>

## 4-3. 第2回介護DBオープンデータ概要（LIFE情報）

### ■ 集計対象・項目等

◆ それぞれの対象期間、集計区分、集計事項：

	①主要項目の集計結果	②平均内服薬数	③LIFE関連加算の算定率
対象期間	2021年度		
集計区分	科学的介護推進体制加算に関連する項目のうち、基礎的な項目・主要項目（フィードバック票の項目より選定）	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者一人あたりの平均内服薬数</li><li>事業所あたり・利用者一人あたりの平均内服薬数</li></ul>	LIFE関連加算ごとのサービス事業所別算定状況
集計事項	データ登録件数（個人・事業所の最新データの件数）（*） 実事業所数 実利用者数（実人数）	平均内服薬数	LIFE関連加算の算定率

\* 個人・事業所別に集計期間内に登録された最新のデータ件数

## 5. 介護レセプト情報

---

## 5-1. 介護DBオープンデータの集計対象の介護レセプト情報の概要

### ■ 介護レセプト情報とは

- ◆ 審査支払機関である国民健康保険団体連合会を經由して、保険者へ請求される介護レセプトに記載されている内容。
- ◆ 介護DBの介護レセプト情報には次の情報が含まれている。
  - ・ 介護サービスの基本情報（サービス提供年月、サービス種類、サービス項目）
  - ・ 介護保険請求額に関する情報（決定後単位数、決定後日数・回数、等）

### ■ 集計対象・項目等

	施設類型別の実利用者数
対象期間	2018年度、2019年度、2020年度、2021年度
集計区分	施設類型（サービス種類コード）
集計事項	実利用者数

## 6. オープンデータの集計表一覧

---

# 6-1. 介護DBオープンデータ概要 集計表一覧 (要介護認定情報)

## ■ 集計表一覧

◆ 匿名要介護認定情報の延べ申請件数と実申請者数を都道府県別や性・年齢階級別、要介護度別、保険者別に集計した。

明細番号	表頭	表側				集計事項	
		表1	表2	表3	表4		
		都道府県	性・年齢階級	要介護度	保険者		
①	1	申請区分（申請時）コード	●	●	●	●	延べ申請件数
	2	現在の状況	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	3	一次判定結果	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	4	一次判定結果（認知症加算）	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	5	二次判定結果	●	●	-	●	実申請者数（新規申請）
	6	要介護認定等基準時間（12区分）	●	●	●	-	実申請者数（新規申請），平均要介護認定等基準時間
	7	主治医意見書	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	8	第1群 身体機能・起居動作	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	9	第2群 生活機能	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	10	第3群 認知機能	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	11	第4群 精神・行動障害	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	12	第5群 社会生活への適応	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	13	その他 過去14日間にうけた特別な医療	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	14	障害高齢者自立度	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
	15	認知症高齢者自立度	●	●	●	-	実申請者数（新規申請）
②	16	総数	●	●	●	-	介護サービス利用者割合（新規申請）
③	17	今回の申請区分（申請時）コード；前回の二次判定結果	-	-	●	-	延べ申請件数
	18	今回の申請区分（申請時）コード；前回の二次判定結果	-	-	●	-	実申請者数

注) ●：集計表あり、-：集計表なし、①～③は11頁の内容（主要項目の集計結果等）

## 6-2. 介護DBオープンデータ概要 集計表一覧 (LIFE情報)

### ■ 集計表一覧

- ◆ LIFE情報の実事業所数、実利用者数を性・年齢階級別やサービス種類別、都道府県別に集計した。

明細 番号	集計対象の項目 (表頭)	属性情報 (表側)			集計事項
		表5	表6	表7	
		性・年 齢階級	サービ ス種類	都道府 県 (事 業所所 在地)	
1	LIFE関連加算の種類	●	●	-	データ登録件数
2	LIFE関連加算の種類	-	●	-	実事業所数
3	LIFE関連加算の種類	●	●	-	実利用者数
4	LIFE関連加算の算定率	-	●	-	実事業所数, 算定率
5	日常生活自立度	-	●	-	実利用者数
6	ADL状況	-	●	-	実利用者数
7	栄養状況	-	●	-	実利用者数
8	認知症行動障害尺度(DBD13)	-	●	-	実利用者数
9	Vitality Index (意思疎通)	-	●	-	実利用者数
10	利用者一人あたり平均内服薬数 (科学的介護推進体制加算(II)を算定している事業所)	-	●	●	事業所別の利用者1人あたり内服薬の平均種類数の最小値, 最大値, 平均値, 標準偏差

注) ● : 集計表あり、- : 集計表なし

## 6-3. 介護DBオープンデータ概要 集計表一覧（介護レセプト情報）

### ■ 集計表一覧

- ◆ 介護レセプト情報の施設サービス利用者を要介護度別や都道府県別、性・年齢階級別に集計した。

明細 番号	表頭	表側		集計事項
		表8		
		都道府県	性・年齢階級	
1	施設類型；要介護度	●	-	実利用者数（施設サービス利用者）
2	施設類型；性・年齢階級	●	-	実利用者数（施設サービス利用者）
3	施設類型；要介護度	-	●	実利用者数（施設サービス利用者）

注) ●：集計表あり、-：集計表なし

## 7. 留意事項

---

## 7. 留意事項（1）

### ■ 最小集計単位の原則について

- ◆ 「匿名介護情報等の提供に関するガイドライン（以降ガイドラインと表記）」に記載されている、公表時の基準に準じている。

#### （1）最小集計単位の原則

- ① 原則として、公表される研究の成果物において要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く）。  
また、集計単位が市町村の場合には、以下のとおりとする。
  - i) 人口2,000人未満の市町村では、要介護者等の数を表示しないこと。
  - ii) 人口2,000人以上25,000人未満の市町村では、要介護者等の数が20未満になる集計単位が含まれないこと。
  - iii) 人口25,000人以上の市町村では、要介護者等の数が10未満になる集計単位が含まれないこと。
- ② 原則として、公表される研究の成果物において介護事業所または市町村の属性情報による集計数が、3未満となる集計単位が含まれていないこと（ただし要介護者等の数が「0」の場合を除く）。

出所：厚生労働省HP：匿名介護情報等の提供について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00033.html)

## 7. 留意事項（2）

### ■最小集計単位の基準を考慮した表示について

- ◆ 最小集計単位の基準（事業所数は3未満、事業所数以外は10未満）に該当する場合は、集計値をハイフン「-」に置き換えている。
- ◆ 総数から逆算を防ぐため、平均値や割合の集計を除く全ての集計値について、1の位を四捨五入した。
- ◆ 100歳以上の集計は総数のみ掲載した。

# 參考資料

## 参考資料. 介護DBオープンデータの集計仕様（1）共通の条件

抽出条件について、共通の条件について記載し、その後、各表の条件を記載している。

### ■抽出条件（共通）：

- ◆ 次のすべてを満たすレコードに限定した。
  - 「認定申請日」が、2020年度の集計では2020年4月1日～2021年3月31日、2021年度の集計では2021年4月1日～2022年3月31日の範囲内
  - 「被保険者区分コード」が、第1号被保険者（65歳以上）または、第2号被保険者（40～64歳で特定疾病の該当者）
  - 「取下区分コード」が「認定申請有効」

### ■追加した抽出条件（実申請者数）：

- ◆ 実申請者数では「申請区分（申請時）コード」を「新規申請」に限定した。

### ■その他（個別の条件）：

- ◆ 表1-1、2-1、3-1、4-1（申請区分（申請時）コード）については、追加の条件なく上記の共通の条件における延べ申請件数を集計した。
- ◆ 都道府県別の表（表1-1～16）は保険者番号の先頭2桁を都道府県コードとして集計した。
- ◆ 性・年齢階級別の表（表2-1～16）は、匿名要介護認定情報の性別コード・年齢階級コードを用いた。
- ◆ 要介護度別の表（表3-1～18）は、匿名要介護認定情報の二次判定結果を用いた。また、二次判定結果が再調査、取り消し、なしに該当する場合はその他にまとめた。

## 表1-6、2-6、3-6（要介護認定等基準時間（12区分））における条件

### ■データ加工

- ◆ 「要介護認定等基準時間」（※）は10倍された数値が格納されているため、10で除算することで単位を「分」に合わせた。
- ◆ 「要介護認定等基準時間」の階級設定を次の区分とした。
  - 25分未満、25分以上32分未満、32分以上40分未満、40分以上50分未満、50分以上60分未満、60分以上70分未満、70分以上80分未満、80分以上90分未満、90分以上100分未満、100分以上110分未満、110分以上120分未満、120分以上、不詳

#### （※）要介護認定等基準時間

要介護認定等基準時間、要介護認定等基準時間(食事)、要介護認定等基準時間(排泄)、  
要介護認定等基準時間(移動)、要介護認定等基準時間(清潔保持)、要介護認定等基準時間(間接ケア)、  
要介護認定等基準時間(BPSD関連)、要介護認定等基準時間(機能訓練)、要介護認定等基準時間(医療関連)、  
要介護認定等基準時間(認知症加算)

### ■追加した抽出条件：

- ◆ 「申請区分（申請時）コード」を「新規申請」に限定した。

## 表3-17、3-18

（今回の申請区分（申請時）コード；前回の二次判定結果）における条件

### ■データ加工

- ◆ 集計対象のデータより過去に申請された申請のうち最も新しい二次判定結果を「前回」の結果として選定し、クロス集計を実施した。
  - 更新申請・区分変更申請に該当する場合で、前回のデータが参照ができない場合には不詳としてカウントした。

### ■追加した抽出条件：

- ◆ なし

### ■集計方法：

- ◆ 今回の申請区分と前回の二次判定結果のクロス集計を実施した。

## 表1-16、2-16、3-16（介護サービス利用者割合）における条件

### ■データ加工

- ◆ 集計対象の匿名要介護認定情報に対して、給付実績情報（基本情報レコード：DT1111\_H1）を連結し、介護サービス利用者割合を計算した。
- ◆ 連結処理を行う際の匿名介護レセプト情報の抽出条件は次の通り。
  - 集計対象の匿名要介護認定情報における認定有効期間の範囲を参照し、次の範囲に含まれる給付実績情報（基本情報レコード）が存在するかどうかの判定を行った。
    - 認定有効期間（開始年月） ≤ サービス提供年月 ≤ 認定有効期間（終了年月）
  - オープンデータ作成時点までの月遅れ請求を含めた（審査年月の指定をしていない）。
  - 過誤返戻の調整をせず、初回の匿名介護レセプト情報に限定した。
    - 給付実績情報作成区分コードが「新規」かつ、過誤回数が0かつ再審査回数が0。

### ■追加した抽出条件：

- ◆ 「申請区分（申請時）コード」を「新規申請」に限定した。

### ■集計方法：

- ◆ 匿名要介護認定情報について、個人の重複排除を行ったうえで、給付実績情報（基本情報レコード）を連結し、全体に対する連結割合を計算した。

### 表5-1～5-3、6-1～6-3、6-5～6-9（LIFEの登録状況、主要項目の集計）における条件

LIFE情報のテーブルを下記の条件で集計した。表6-5～9は「科学的介護推進情報」テーブルのみを集計対象としている。

#### ■抽出条件(表5-1～5-3、6-1～6-3、6-5～6-9の共通条件)

- ◆ 集計対象のLIFEテーブルで、次のすべてを満たすレコードに限定した。
  - 確定されたデータ（「ステータス」が「1」）
  - 「サービス種類コード」がLIFE関連加算算定可能なサービス（LIFE関連加算を算定していない事業所も集計に含む）
  - 「初回確定日時」が2021年8月2日～2022年4月10日
- ◆ 事業所・利用者別に「初回確定日時」「評価日(※)」「最終更新日時」がそれぞれ最も新しいレコードかつ最後に登録された情報（「様式番号」が最大のレコード）に限定した。  
（※）テーブルごとに「評価日」に相当する項目名は異なる（次頁参照）

#### ■表5-1～5-3、表6-1～6-3の追加条件

- ◆ 「口腔衛生管理加算」の「記入日」、「口腔機能向上加算」の「実施日」が空欄のレコードは集計対象外とした。

#### ■表6-5～6-9の追加条件

- ◆ 「不詳」では、空欄、不明なコード、及び異常値に該当するレコードを集計した。

## ■ テーブルごとの「評価日」相当項目

LIFE情報のテーブルごとに「評価日」に相当する項目名は異なるため、LIFEのフィードバック票と同様に、下記の項目を用いて集計した。

テーブル名	項目名	備考	必須
科学的介護推進情報	評価日		●
科学的介護推進情報（既往歴情報）	評価日	評価日は親レコード（科学的介護推進情報）から取得する。	—
科学的介護推進情報（服薬情報）	評価日	評価日は親レコード（科学的介護推進情報）から取得する。	—
個別機能訓練計画情報	作成日		●
生活機能チェック情報	評価日		●
ADL維持等情報	初回確定日	評価日相当の項目がないため、初回確定日を用いる。	●
リハビリテーション計画書 （医療介護共通部分）	計画作成日		●
リハビリテーション計画書（介護）	計画作成日		●
褥瘡マネジメント情報	評価日		●
排せつ支援情報	評価日		●
自立支援促進情報	評価日		●
薬剤変更情報	最終更新日時		—
栄養・摂食嚥下情報	実施日		●
口腔衛生管理情報	記入日	「記入日」空欄レコードは集計対象外とする。	—
口腔機能向上サービス管理情報	実施日	「実施日」空欄レコードは集計対象外とする。	—

## 表6-4（LIFE関連加算の算定率の集計）における条件

### ■ 集計内容：

- ◆ 介護レセプト情報で集計対象期間内に介護給付費が発生している事業所を対象に、2021年度でのLIFE関連加算の算定率を集計した。

$$\text{算定率} = \frac{\text{LIFE関連加算を算定している事業所数}}{\text{LIFE関連加算算定対象サービスの事業所数}}$$

### ■ 抽出条件：

- ◆ 給付実績情報の明細情報レコード（DT1111\_D1、DT1111\_DD）及び特定診療費・特別療養費情報レコード(DT1111\_D3)から、サービス種類コード・サービス項目コードで、LIFE関連加算の算定をしている事業所数を特定し、全事業所数に対する算定率を計算した。
  - 母数となる実事業所数は明細情報レコード（DT1111\_D1、DT1111\_DD）から算出
  - 特定診療費・特別療養費情報レコード(DT1111\_D3)はサービス種類コードの代わりに「入力識別番号」を、サービス項目コードの代わりに「特定診療情報レコード順次番号」を使用
- ◆ 次のすべてを満たすレコードに限定した。
  - 「サービス提供月」が集計年度「2021年度」の場合は2021年4月から2022年3月
  - オープンデータ作成時点までの月遅れ請求を含む
  - 過誤返戻の調整をせず、初回の匿名介護レセプト情報に限定（給付実績情報作成区分コードが「新規」、かつ過誤回数が0、かつ再審査回数が0）

## 表6-10、7-10（LIFEの平均内服薬数の集計）における条件

### ■集計内容

- ◆ 利用者一人あたり平均内服薬数、平均「事業所あたり利用者一人あたり平均内服薬数」を集計した。
  - 「利用者一人あたり内服薬数」として、事業所・利用者・サービス別の最新の「評価月」における薬剤の種類数を算出
  - 「事業所あたり利用者一人あたり平均内服薬数」として、事業所・サービス別の薬剤の種類数の平均を算出（薬剤の種類数は「薬価基準収載品目リスト」の「品名」の種類数）

### ■抽出条件(表6-10、7-10の共通条件)

- ◆ LIFE情報の「科学的介護推進情報（服薬情報）」テーブルにおいて、次のすべてを満たすレコードに限定した。
  - 確定されたデータ（「ステータス」が「1」）
  - 「サービス種類コード」がLIFE関連加算算定可能なサービスに該当
  - 「初回確定日時」が2021年8月2日～2022年4月10日
  - 「剤形コード」が「1：内服」
  - 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）を算定している事業所・利用者の組み合わせに該当
- ◆ 上記のレコードに紐づく「科学的介護推進」テーブルで、事業所・利用者・サービス別に「評価月」の年月が最も新しいレコードに限定した。

## 表8-1～3（施設類型別の集計）における条件

### ■ 集計内容

- ◆ 集計対象のサービス提供年月における、施設サービス利用者を集計した。

### ■ 施設サービス利用者の定義

- ◆ 当集計における「施設サービス利用者」の定義は、集計対象期間内のサービス提供年月において、以下のサービス種類コードの給付実績がある人である。

- 5 1 : 介護老人福祉施設
- 5 2 : 介護老人保健施設
- 5 3 : 介護療養型医療施設
- 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設
- 5 5 : 介護医療院

### ■ 抽出条件(表8の共通条件)

- ◆ 集計対象の給付実績情報の明細情報レコード（DT1111\_D1及びDT1111\_DD）と基本情報レコード(DT1111\_H1)を連結して集計した。
- ◆ 次のすべてを満たすレコードに限定した。
  - 「サービス提供年月」が各集計年度の9月
  - 「給付実績情報作成区分コード」が「新規」に限定
  - オープンデータ作成時点までの月遅れ請求を含む